

住民票の抄本又はこれに代わる書面

1. 個人免許の場合のみ添付（代表者のみ）
2. 本籍欄を省略したもの。
3. 社会保障・税番号制度による個人番号(マイナンバー)が記載されたものは使用不可。
4. 受付時で発行後3か月以内のもの。
5. 原本は、正本に綴じる。副本には、コピーを添付。
6. 外国人の場合は、不要。